

《離婚後に子の氏を変更するための手続き》

離婚届で戸籍に変動があるのは、婚姻により氏が変わった親（筆頭者でない方の親）だけです。婚姻中の戸籍から出た親の戸籍に子供を移す必要がある場合は、家庭裁判所の許可を取得した上で、「入籍届」を提出してください。

①市役所に「離婚届」を提出

【必要なもの】

- ・離婚届（市役所にあります）

②家庭裁判所で「子の氏の変更許可」を申立

子の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てください。

【申立人】

- 子が 15 歳以上の場合は、子
- 子が 15 歳未満の場合は、親権者となった父または母

【必要なもの】

- ・子の氏の変更許可申立書（裁判所にあります）
- ・子の戸籍謄本及び、子が入籍しようとしている戸籍謄本
- ・収入印紙、郵便切手、認印等

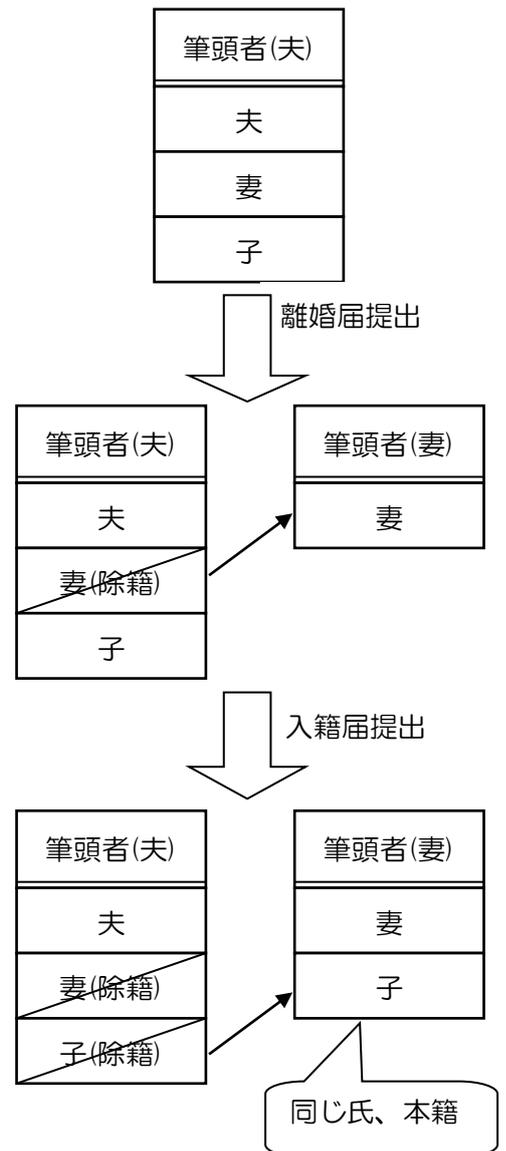
③市役所で「入籍届」を提出

家庭裁判所で氏の変更の許可がおりれば、市役所に入籍届を出すことで、子の氏は変更されます。

【必要なもの】

- ・入籍届（市役所にあります）
 - 子が 15 歳以上の場合は、子の署名が必要。
- ・氏の変更許可の審判書の謄本

〔例：夫の氏で婚姻していた場合〕



※マイナンバーカード、または加西市から発行している氏名が記載された証明書（国民健康保険証、医療証等）をお持ちの場合は、①③の手続きの際に、市役所にお持ちください。